

【林野庁周知依頼】令和4年度 PCB 廃棄物の適正な処理促進に関する説明会について

標記に関しまして、経産省より「令和4年度 PCB 廃棄物の適正な処理促進に関する説明会」について案内がありました。

今回の説明会は、前回（7/29）の説明会の内容（低濃度 PCB 廃棄物の処理）に加え、高濃度 PCB 廃棄物を含めた PCB 処理全般の説明会になります。

■秋開催予定の PCB 説明会のご案内

添付チラシのとおり 10 月、11 月に「PCB 廃棄物の適正な処理促進に関する説明会」（参加費無料）を開催いたします。

全国5箇所（札幌、東京、名古屋、大阪、博多）実地での開催を予定しており、各会場ライブでの配信（事前申し込み要）も行いますので、オンラインでもご参加いただけます。説明会のお申し込みは、以下の特設サイトよりお願いいたします。

特設サイト：<https://www.pcb2022.go.jp/> ※説明会の情報（資料等）については、随時、更新予定です。

■説明会概要

古い電気機器には、PCB を使用していたものや PCB に汚染されているものがあり、処分期限内に適正に処分しなければなりません。

本説明会では、今年度末に処分期間の終了を迎える高濃度 PCB 廃棄物の処理に関する情報に加え、処分期間が令和9年3月31日となっている低濃度 PCB 廃棄物の確認、処理方法等についてご説明いたします。

倉庫に保管している電気機器に PCB が潜んでいる可能性や見逃している PCB 含有機器がある恐れがございますので、製造後 30 年以上経過した古い電気機器をお持ちの方は是非ご参加ください。

○PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは

熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、昭和40年代まで、主に電気機器の絶縁油として使用されてきました。

その後、毒性が明らかになり、人の健康及び生活環境に係る被害が生じるおそれがある物質であることから、PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）に基づき、定められた期限までに適正に処理することとされています。

別添チラシ

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/pcb/2022pcbsets_umeikai.pdf